

『少保鑑川王公督府奏議』に見える
アルタンと仏教

井 上 治

1. は じ め に

元朝北帰以降のモンゴル高原南部地域では、16世紀に入ってトゥメド部の首領アルタンが強大となり、彼の行動の多くがモンゴル全体の動向に大きく関わっていたことが、内外の諸先学により繰り返し説かれている。そのうち、アルタンがチベット仏教を信仰した出来事は、これよりのちのモンゴルにおける仏教信仰拡大の礎を築いた点で大きな意義をもつ。また、隆慶5（1571）年にアルタンと明との間に樹立された隆慶和議と続く隆慶封貢とは、それまでのモンゴルと明の対立構図に終止符を打ち、平和的環境のもと両勢力の交流が可能になった点で画期的な出来事であった。この二つの事績の関係について、沈徳符の『万曆野獲編』巻27釈道「釈教盛衰」には「隆慶間、北■俺荅通貢。朝廷必遣僧于互市時、賜以経像」という記述がある。すなわち、隆慶封貢以後、明は互市に僧侶を派遣し、モンゴル人に経典や仏画仏像を与えたことがうかがえる。ところで、チベット仏教ゲルクパの高僧ソナムギャンツォとの会見という象徴的出来事があったためか、アルタンと仏教とのかかわりは、ソナムギャンツォ、あるいはチベットを視野に入れて論じられ、G.Tucci⁽¹⁾や佐藤長⁽²⁾による重要な論考があらわされた。しかし一方で上掲『万曆野獲編』のような記述が存在することは、アルタンと仏教との関係を考察する上で、明の役割も考慮すべきことを示している。この問題についてはH.Serruys⁽³⁾が『大明実録』（以下『実録』）と略

す)を利用して優れた業績を残し、これ以後にも上掲佐藤論文のような部分的にこの問題を扱った論考⁽⁴⁾が発表されてきた。Serruysと佐藤の論文は当時使用可能な漢文史料をかなり網羅しており、これらが明らかにした仏教をめぐるアルタンと明の交渉の様子は、新たな考察を可能にする新史料が発見されなかったこともあって、ほぼ定説化していたといえる状況にあった。

このような状況下、筆者は、1991年に刊行された『中国古籍善本書目史部』(上海古籍出版社、1991)を通じ、隆慶年間に陝西・山西地方の総督を務め、隆慶5年の和議を積極的に推進した、当該時期の明北方対策の中心人物の一人であった王崇古の撰になる万暦2(1574)年刊『少保鑑川王公督府奏議』十五卷(以下『奏議』と略す)が北京大学図書館に存在するを知り、『実録』や『万暦武功録』(以下『武功録』と略す)以上に重要な、モンゴル史研究のための漢文史料である可能性を早くから認め、1994年秋にこれを調査した。『奏議』は、隆慶元(1567)から3(1569)年までの陝西三辺総督期並びに隆慶4(1570)から万暦元(1573)年9月までの宣大総督期の王崇古の「辺防」に関する奏疏が主となっている。現在の所、後述する Čoyji 論文⁽⁵⁾以外に、小野和子が『奏議』を用いた論考を発表しているにすぎず⁽⁶⁾、モンゴル史研究には殆ど用いられていないものである。特に筆者が目したものは、仏教をめぐるアルタンと明の交渉に関する以下の三つの奏疏である。

- I. 卷8-4b~28b「為虜王脩貢乞恩酌議貢市未妥事宜慰華夷以永安攘事」(以下I疏とする)
- II. 卷8-37a~48b「為恭進虜王謝印謝經表文乞恩優賚番僧查給番經以昭聖化事」(以下II疏とする)
- III. 卷10-32a~38a「為恭進虜王謝恩表文請頒佛像番經併陞効勞官僧職級昭国恩變夷俗以堅貢盟事」(以下III疏とする)

紙幅の都合で、本稿ではこれら三疏の全文を掲げることができないため⁽⁷⁾、ここでは上掲の三疏の顕著な特徴を挙げるにとどめる。これら三疏には、『実録』や『武功録』「俺答列伝下」、『皇明經世文編』には見えない、あるいはより詳しい情報が含まれているが、特

に、交渉に関与した人物の行動に関する情報がより詳しいこと、交渉を通じて明からモンゴルにもたらされた經典に関する情報が豊富なこと、アルタンから王崇古に送られた書簡の内容が多く引かれていること、文書の授受日時が明記されている場合が多いので出来事の時系列を把握しやすいこと、などがある。上述したように、『奏議』の記述は万暦元年9月を下限としている短所も存在するが、『奏議』の持つ特徴はこれを補って余りあるものである。筆者は、上記の三奏疏の記述を詳細に検討した結果、Serruysと佐藤が既に明らかにした仏教をめぐるアルタンと明の交渉の過程に、出来事の漏れや時系列の乱れがあることを見出した。このため本稿では、主に『奏議』三疏の記述に基づいて、仏教をめぐるアルタンと明の交渉の過程をより詳しく提示すると同時に、哈望噴兒刺というチベット僧や、明からモンゴルにもたらされた經典など、これまで明らかにされていなかった事項についても論及したいと思う。

ここで、本稿に先立ってモンゴル史研究に『奏議』を用いたČoyiji論文について数点述べておきたいと思う。上述したように、筆者は1994年秋に『奏議』を調査したが、この時には、限られた調査時間の中で『奏議』全体を調査する必要があったため、上掲の三疏を含め、かなりの部分の筆写を省略し、極めて重要であると判断した部分のみを筆写してメモを作成するにとどまった。筆者は上掲のⅠ～Ⅲ疏の全文筆写が完了するまで考察の発表を控えていたが、1994年秋に作成した不完全な筆記メモを筆者から借りて、いち早く1996年に発表されたのがČoyiji論文にほかならない。筆者はČoyiji論文を精査した結果、その主たる目的が、アルタンと仏教に関係のある二つの奏疏（本稿のⅡ疏とⅢ疏にあたる）をモンゴル語訳して紹介することであり、『奏議』の記述に立脚した考察の点から見た場合、全体的に論証が手薄であり、『奏議』三疏に見えている交渉経過の整理が不十分であるように感じられた。筆者は、1997年秋にⅠ～Ⅲ疏の全文筆写を終えたことや、Čoyiji論文の以上のような問題点に鑑み、本稿を発表することとしたのである。

2. 第一次要求

アルタンと明の仏教をめぐる交渉は、アルタンが隆慶和議と隆慶封貢を経た後、明に対して仏教に関する様々な要求を示し、それに明が応えるパターンを繰り返した。『奏議』に見えるアルタンの要求は計三回である。まず、第一次要求について述べることにする。

2.1. その時期と内容、目的

第一次要求の時期が明らかに現れている史料は、『実録』隆慶6(1572)年正月丙子条であり、以下のように見えている。

北虜順義王俺答請給金字番經及遣刺麻番僧伝習經呪。総督尚書王崇古以聞因言、虜欲事仏戒殺是即悔過好善之萌。我因明通蔽亦用夏變夷之策、宜順夷情以維貢市。礼部亦以為可許。上從之。この時アルタンが要求したのは、金字番經を給することと刺麻番僧を派遣し經呪を伝習せしめることの二つである。Čoyijiはこの記述に基づき、アルタンの(第一次)要求の時期を隆慶6年正月のこととする(p.17)⁽⁸⁾。しかし、一見して分かるように、この記述は上掲史料末尾の「上從之」にかかるものであり、王崇古の上奏と礼部での検討はこれ以前にかかるはずである。II疏によると、

自去歲(隆慶5・1571年)互市之後、累求經僧。

と見えるので、アルタンの要求は、隆慶5年の互市の後ということになる。『実録』隆慶5年9月癸未条によれば、

宣大総督王崇古報北虜互市事竣。

とあるので、アルタンの要求は隆慶5年9月から隆慶6年正月までのことであり、おそらく隆慶5年の冬には要求が明側に示されていたと考えられる。『奏議』三疏での第一次要求に関する第一報はII疏に見える以下の記述である。

復案查本年(隆慶6)三月初九日先准礼部咨…(中略)…、准臣咨、拋順義王俺答累次具書、内開、伊堂有西番僧一人、教伊衆虜看經事仏戒殺備善。向臣乞討金字番經数部并刺麻番僧一人、為伊伝誦經典証明仏教等情。

この記述全体の時期は、「本年（隆慶6）三月初九日」と見えるとおり、上でアルタンが第一次要求を示した時期と推定した隆慶5年の冬を下る。しかし、「内開」以降に記されたアルタンの書簡の内容は明らかに「本年（隆慶6）三月初九日」以前のものであり、アルタンが「金字番經数部」と「刺麻番僧一人」を要求したことが見えているところから、上に引いた『実録』隆慶6年正月丙子条の内容とはほぼ同じであることが分かるので、「内開」以降に記された内容の時期も隆慶5年冬と考えてよからう。この記述の下線部によると、アルタンは、経典を伝誦し仏教を証明させるため、言い換えれば、仏教に対する関心が生じていたために、「金字番經数部」と「刺麻番僧一人」を要求したことが分かるが、波線部による限り、そのきっかけは、おそらく隆慶5年冬にはアルタンのもとにいたと推測される西番の僧がアルタンらに経を看じ仏に事え殺生を戒め善を脩することを説いたことであつたと考えてよからう⁽⁹⁾。

2.2. 番僧哈望噴兒刺

この西番の僧とは、Ⅱ疏に「西番原在虜嘗住僧哈望噴兒刺」とされる哈望噴兒刺（Tib. Ngag dbang 'phrin las）である。哈望噴兒刺がアルタンのもとにやってきた経緯は不明であるが、ともかく彼の活動が、アルタンの第一次要求のきっかけとなっており、この要求こそがアルタン自ら仏教に接しようとして起こした初めての行動である点で、彼の信仰上の画期的出来事であり、当然モンゴル仏教史上に占める意義は大きい。その意味で、同時に哈望噴兒刺の存在は特記されるべきである⁽¹⁰⁾。

哈望噴兒刺との関連で、『アルタン＝ハーン伝』（以下 AQT と略）や『ダライラマ三世伝』（以下 D3N と略）、『アシン＝ラマ伝』⁽¹¹⁾などに活動の様子が伝えられるチベット僧アシン＝ラマ（Mon. Asing lam-a, Tib. A seng bla ma）のことが想起される。既にアシン＝ラマは、アルタンの仏教信仰に大きな影響を与えた僧侶として評価済みの人物である⁽¹²⁾。彼に関する情報は D3N より AQT に多く存在するが、その出自については AQT に記すところがなく、D3N に

は 'dzo ge A seng bla ma、すなわち「ゾゲ〔の〕アセンラマ」とあって、ゾゲ地方の出身であったと見られる⁽¹³⁾。ここでAQT に見えるアシン＝ラマとアルタンの仏教をめぐる情報を簡単に確認しておくと、

1571年：アシン＝ラマ、アルタンのもとに至る (§ 131)⁽¹⁴⁾。

その後：アルタンに対し、仏教を興すことで転輪聖王のごとくなれると説き、三宝・六字真言・八斎戒を解説し、アルタン以下大ウルスの信仰を獲得した (§ § 132-146)。

1572年：フフホト造営に着手 (§ § 147-148)。

その後：アルタンにソナムギャンツォ、ガンジュル (Tib.bKa' 'gyur)、ダンジュル (Tib.bsTan 'gyur) の勸請を勧める (§ § 149-160)。

1574年：勸請の使者をチベットに送る (§ 162)。

の通りである。AQT には、アシン＝ラマの活動を通じてアルタンが明に対し仏教に関する要求を行ったことを直接に示す記述はないが、AQT によるアシン＝ラマの来訪時期(隆慶5・1571年)は、上の2.1.で推測した哈望噴兒刺の来訪時期と殆ど一致している。また来訪したアシン＝ラマは、アルタンに、仏教を興すことで転輪聖王のごとくなれると説き、三宝・六字真言・八斎戒を解説しているが、上の2.1.に示した史料の波線部には、西番僧すなわち哈望噴兒刺が「看経、事仏、戒殺、脩善」を説いたと見え、アシン＝ラマの説法の中の「八斎戒」と哈望噴兒刺の説法の内容には一致点があると考えられる。哈望噴兒刺とアシン＝ラマが同一人物である可能性は否定しきれない。『アシン＝ラマ伝』に彼の本名が Sirab とあるらしいが、この文献自体十分な考察がなされていないので、この情報は一先ず措き、両者同一人物という可能性を提示しておくこととする。

2.3. 明の対応

2.1.の冒頭に引いた『実録』隆慶6年正月丙子条には、「礼部亦以為可許。上從之」とあるところから、明が要求に応じようとしたことは間違いない。続いてここでは、アルタンの要求に対する明の

対応の様子を見ることとする。はじめに、アルタンが求めた「金字番經數部」と「刺麻番僧一人」がどのように選定され送られたのかについて述べる。

まず、送付經典については、Ⅱ疏に以下のような記述が見える。

本部（礼部）查得、金字番經止得三部。題奉欽依、行順天府共造完金字經三部。又将旧金字經二部、墨字經五部粧飾、整齊共經十部。

礼部は「金字番經」を三部を発見し、更に「旧金字經」三部、「墨字經」五部にも装飾を施し、合計十部を準備した⁽¹⁵⁾。これらに含まれていた經典としては同じⅡ疏に、

送去心經、華嚴、金剛、觀音諸經、俱係梵王初伝妙旨、不比傍門邪法。

という記述があるところから、「心經」、「華嚴」、「金剛」、「觀音」⁽¹⁶⁾といった、代表的大乘仏典がアルタンに送られようとしていたことが分かる⁽¹⁷⁾。なお、これら經典が「金字番經」、「旧金字經」、「墨字經」のいずれに属すものかは史料に明らかではない。また、これら經典が何語によるものかについては先学に考察があるが、この問題は、欽差ラマの教学や習得言語と深く関わるため、彼らに関する考察を経た上で述べることとする。

欽差ラマの選定に関しては、Ⅱ疏に以下のような記述がある。

扨僧録司申呈節、選得刺麻僧星吉蔵ト、堅參扎巴俱通經有行。

堅參扎巴曾經西番封王伝習教法、堪備差遣。

この記述から、明がチベット仏教僧の星吉蔵トと堅參扎巴を派遣すべきラマとして選定したことは明らかである。そして、二僧の内の堅參扎巴は、かつて「西番」で王に封ぜられ、教法を伝習したものであるという。同じような記述はⅡ疏の他所に、

今去老僧（堅參扎巴）曾經二次西域封王備知西方大乘教法。

と見える。これによると、堅參扎巴は二度王に封ぜられた人物で、西方の大乘の教法を備知した者であるらしい。堅參扎巴が「西番（西域）」の何王に何時封じられたか、詳細を知る手がかりはないが、前に問題とした送付經典を限定するいくつかの条件を得ることがで

きる。彼らは明らかにチベット語を操る、大乘仏教の教義を知るラマであるところから、上述の大乘仏典はチベット語で書かれたものであると見なすことができよう⁽¹⁸⁾。

以上のように、アルタンに送るべき經典と僧侶が選ばれたが、更に明は以下のような配慮を欽差ラマに施したことがⅡ疏に見えている。まず、通訳として西番館通事署丞の蔡江なる者を随行させた。

又拋鴻臚寺主簿庁開、送西番館通事署丞蔡江堪以伴送。

このことから、欽差ラマ二名はチベット語のみを解する者であったことが分かると同時に、この記述は、送付經典がチベット語經典であることの傍証となる。更に、

番僧至臣軍門、番僧聽候轉送虜營伝経、務要闡揚慈教啓發善心、使貪残犬羊一變、夷俗永知靜守辺徼、遵奉朝廷、不負中国差遣之意。…(中略)…。仍乞勅、総督尚書王選差の当通事人役伴送入虜。照依原題事理、嚴加防範、事完早回、毋得過期、淹留致生他虞等因。題奉欽依咨、差通事官蔡江伴送二僧、隨帶二徒領占班麻、星吉堅剉前來、准此。隨該臣看得、二僧遠入虜庭衣食不便、須各帶徒僧庶便供写仏事通応処備衣食、以示中華崇仏教之意。

派遣される二ラマが王崇古のもとに到着したならば、モンゴル人のもとに経をもたらすこと、仏教を以て彼らに善心をおこさせ明に敵対しないようにすること、延留して問題を起こさぬことなどの注意事項を伝達し、さらに、二ラマの任務の補佐や身の回りの世話をさせるために弟子格の領占班麻と星吉堅剉を随行させることが記されている。またここには引かないが、Ⅱ疏には、布料、衣服、食料、嗜好品、紙張、仏具などを与え、モンゴル語通事官の金奉と珊瑚を一行に伴わせたことも見えている。

上に述べたところには、アルタンの求めた經典とラマを送るだけでなく、欽差ラマらに生活用品や仏具を与えるなど、かなり周到かつ真摯に要求に応じようとする明の姿勢がうかがわれる。但し明は、こうした配慮があくまで夷狄を憐れみその教化のために恩恵を施すことに他ならないという姿勢(建前)を崩さなかったことも、上の

史料の「以示中華崇仏教之意」のあたりにうかがうことができる。

欽差ラマに対し手厚い配慮を施すことでアルタンの要求に真摯に応じ、それが明のアルタンに対する恩恵であることを強調し、ひいては北辺の安定につなげる、このような施策だけで王崇古は満足しなかった。いかに明側が欽差ラマらに十分な配慮を怠らなかったとしても、アルタンがその意図するところを酌まなければ、明の思惑は水泡に帰するからである。そのような事態に至る可能性を王崇古は十分に察知していた。Ⅱ疏には、

臣恐、先在虜營番僧多習呪法。二僧未知被虜輕慢。仍責問俺荅、見在番僧不知係何国法師。今去老僧曾經二次西域封王、備知西方大乘教法。中国有禁不敢習傍門邪法。恐彼僧不尊不信即非真僧。伝経畢当做一道場、謝三宝円満功德。

と見えるが、先に虜営にある「番僧」が「呪法」を学んだ僧であり、明が送り出そうとしている二ラマがアルタンのもとに至って軽んぜられるかもしれない事を懸念して、アルタンに対し、年長のラマ僧(=堅參扎巴)はかつて二度西域にて王に封じられ大乘仏教を学んだ人物であること、中国には傍門邪法への禁令があるため呪法を取って学ばなかったこと、アルタンのもとにあるラマが欽差ラマを尊敬しなければ本当の僧侶とはいえないことなどを申し渡すこととしたことが記されている。王崇古のいう虜営の番僧が、まさにその当時アルタンのもとにあった者(例えば哈望噴兒刺)を指しているのか、アルタンの時期を遡ったころの者を指しているのか明確ではないが、モンゴルにいる僧侶の傾向をそのように判断するに足る何らかの根拠が王崇古にはあったのだろう。かつての在営ラマ僧は仏教の教学に通じた学僧ではなく、呪法をよくする者が多くいたらしく、断片的な情報ではあるが、モンゴルにおける仏教のあり方の一端を示すものとして注目される。

Čoyijîはこの部分について、王崇古は、在営ラマ等の間に傍門邪法が広まらないよう、大乘仏教を重視していた(p.19)と分析している。更に考えを加えておくと、明が大乘仏教を重視したのは、これが明公認の宗教の一つであり、明にとって危険な宗教を傍門邪法

と称しているのであり、「呪法」も傍門邪法の範疇に入っていると解される。明には、隆慶和議が成立する直前まで、白蓮教徒により甚大な被害を被ったという経験がある。中華の体面を保つため、欽差ラマがモンゴルにいるラマたちに重んぜられないことを懸念する以外にも、モンゴルにおいて反明的宗教が蔓延し、再び両者の間に混乱が起ることを王崇古は懸念したのであろう。つまり明の立場(建前)からすれば、アルタンの要求に応じることは屈服ではなく、華夷思想に則った思想操作、あるいはモンゴルに対する明側の宗教的優位の確保という意味もあつたのではなかろうか。明公認の宗教經典を与え、明の宗教政策に従順なラマを送り、これに恩恵と称して十分な援助を与えてモンゴルに送った一連の対応は、以上のような理解をもって更に納得のいくものとなるであろう。

2.4. 欽差ラマのモンゴル行——時期・活動

以上に見たような準備を経て、堅参扎巴ら一行はアルタンのもとに経つ運びとなる。しかし、いかなる史料にも、彼らの発着日時が明記されていない。これについては Čoyiji もまた正確な日時は不明とするが、概ね隆慶6年4月であろうとする(p.18)⁽¹⁹⁾。これは、次に示すⅡ疏の記述にかかる紀年によつたものであろう。

後又蒙大明仁聖皇帝欽差二刺麻二徒弟前來、与同在營刺麻經典相同、善言教道。我已歸善道。

これは、隆慶6年4月22日に崇古が受けたアルタン書簡中に見えるもので、一行がこれ以前にアルタンのもとに至つたのは明らかであり、Čoyiji の説は正鵠を得ている。

アルタンのもとに至つた一行の様子について、Ⅱ疏には以下のような記述がある。

各去後、俺答聞知二僧至辺、即遣夷衆遠迎三四十里之外、選擇恭迎入帳。遵臣書諭日、与西番原在虜營住僧哈望噴兒刺及彼營伝習夷僧公木兒把実、公実把実、大都把実、黄金把実、恰打兒魯、査対諸經、字句明白、互相伝誦。統拋各僧備將虜王尊崇佛教、夫婦祖孫日夕參拜佛像、伝習經旨、各部落万衆分起陸統前

来参礼。

ここに、アルタンが一行を丁重に迎え、欽差ラマと哈望噴兒刺らが共同で経典を対照し字句を明白にするなどの作業が順調に行われ、伝経活動が成功裏に進み広範な帰依者を生じたと記されているので、一行のモンゴルでの活動は双方の期待通りに運んだことが分かる。

一行が帰還したのは隆慶6年7月22日であった。Ⅱ疏には、

至本年七月二十二日、拋順義王俺荅差夷使公実榜実、安克等二十名、護送刺麻僧堅参扎巴等师徒四人回還、…(略)。

と見えている。これにより、欽差ラマらのモンゴルにおける布教活動はおよそ三ヶ月間にわたったことが分かる。既に上で見たように、当初よりモンゴルの地に滞留してはならないという命令が与えられていたため、更なる逗留は困難であっただろう。

2.5. 第一次要求時のアルタンと仏教

これまではアルタンの要求への明の対応を中心に見てきたが、次に、当時のアルタン自身の仏教の状況を観察したい。アルタンが仏教に接触したのは、『奏議』の記述以前のことである。AQT § 88の以下の記述にその模様が見える。

その後午年(1558)に、アルタン=ハーンはシンフラを越えて遠征し、その遠征でチベットの多くの商人と会って、彼らと戦い鎮めて、慈悲む心によって、その場で千人のラマの命を救い、放免したのであった。

アルタンが既にこの時点で「ラマ」を放免したと記されているところから、遅くとも1558年には「ラマ」、そして彼らが信仰する「仏教」という宗教の存在を知ったに相違無い。但し、このときアルタンが仏教に入信したという形跡は見られず、この出来事が彼の仏教に対する姿勢にどのような影響を与えたかは不明である。ここでは、上掲の一連の出来事が、アルタンと「ラマ」・「仏教」との初めての接触の機会であった可能性があり、その後の入信への前提条件となり得たことを指摘するに止めたい。

前述の通り、隆慶5年には哈望噴兒刺(=アシン=ラマ?)がアル

タンのもとにおり、哈望噴児刺の来訪を機にアルタンは經典と僧侶の派遣を求めたのである。見方を転じれば、この要求は、仏教により接近するための諸条件が当時のアルタンには不足していたということの意味する⁽²⁰⁾。このような状況が、アルタンをして更なる經典・僧侶の探求へと向かわせたことは推測に難くない。第一次要求が明に示され、その対応が進む間にもアルタンの仏教受容の状態は変化を見せていた。I 疏に見える、隆慶6年4月22日に王崇古に届いたアルタンの書簡には、

今従西番請来刺麻公木児榜実、公実榜実、黄金榜実、恰打児漢前来、教我看經、念仏、戒不殺生靈。後又蒙大明仁聖皇帝欽差二刺麻二徒弟前来、与同在宮刺麻、經典相同、善言教道。我已帰善道。

この史料から、欽差ラマ一行がアルタンのもとに到着する以前に、アルタンは「西番」からも公木児榜実以下の僧を請来していたことが分かる。これらの僧たちも哈望噴児刺(=アシン=ラマ?)が説いたように、經を唱え、仏を念じ、殺生を戒めるようアルタンに説教したという。アルタンが公木児榜実らを招いた正確な時期ならびにその理由は明らかでないが、哈望噴児刺(=アシン=ラマ?)の影響によるアルタンの仏教への関心のあらわれによるものと考えてよからう。アルタンは明だけでなく、チベット方面へも仏教受容の手を伸ばしていたのである⁽²¹⁾。

このようにアルタンは明とチベットに向けてアプローチを展開していたが、同じ時期、その信仰を更に促進したと思われる出来事が身辺で起こった。弟フンドゥレン=ハーンと甥のノヤンダラ=ジノンの相次ぐ死亡がそれである。I 疏によると、

間後、樞本王書報、東西昆都力哈、吉能是我背膊。今日他二人沒了。我心甚是不安、要与他二人念經超度。

という記述がある。これは隆慶6年4月4日~22日の間に王崇古にもたらされたアルタンの書簡に見えるものである。ここに、アルタンには二人の「超度」のために「經」を念ずる気持ちが生じていたとある。『武功録』『俺答列伝下』によるとフンドゥレン=ハーンは

隆慶6年3月に、同「吉能列伝」によるとノヤンダラは隆慶6年3月3日に死んだ。注目すべきは「俺答列伝下」隆慶6年3月条に、
 而俺答亦念其弟若姪甚、建齋誦仏經、陰為度兩人地。
 とあり、「吉能列伝」に

臣侄吉能以三月初三日新物故、方請刺麻僧誦經作仏事。
 と見えることである。アルタンが、死んだ二人のため行おうとしたことは全て仏教的儀式であったらしい。第一次要求のあった隆慶5年冬に上の二人は存命であったから、二人の死を、第一次要求の直接原因と考えることはできない。しかし、身近な人物の相次ぐ死亡は、アルタンにとって自分の生命に対する怖れとなり、一連の要求行動を促進し仏法に心を寄せる大きな契機となったと推測される。

以上、第一次要求前後のアルタンの仏教をめぐる環境を観察した。アルタンが明に対してだけでなくチベット方面へも探求の手段を講じていたことから、少なくとも仏教については、明との友好関係から得られるものならば經典・僧侶・物資の区別なし、といった欲得づくめの姿勢とは異なった、深い動機がアルタンの中にあったことが分かる。

3. 第二次要求

アルタンは欽差ラマらが到着してまもなく、また新たな要求を明に対して示した。これが第二次要求である。

3.1. 時期と内容について

アルタンの新たな要求に関する情報は、I 疏に以下のように記されている。

乞将在宮刺麻并欽差刺麻、奏請聖上封他等名号。我看下大青山前可脩奉仏看經、永遠相和。乞賜匠役顔料。

これは、隆慶6年4月22日に欽差ラマのモンゴル到着を知らせた書簡の中に見えるものである。これによるとアルタンは、在宮ラマと欽差ラマに対し名号を与えて封じるよう皇帝に願ひ出てほしいという件と、大青山の南に寺院を建立するので、職人と顔料を送ってほ

しいという件の二つを求めていることが分かる。この要求への対応作業が進行しつつあったであろうと思われる期間、アルタンは更に以下の要求を示したとⅡ疏はいう。

将写訳字生并韃鞬經多賜幾部、我伝念学好。有西番經并漢經通好、我一字認不的。

この情報は、第一次要求により送られた欽差ラマらが帰朝してもたらした隆慶6年7月22日書簡の中に見えている。ここでは、「韃鞬經」の送付と写字兼訳字生の派遣の二つが要求されている。更に翌23日にも追加の要求を示した。Ⅱ疏によると、

本月二十三日、胡天福回自虜營、齋捧用印表文及順義王書各一通。内開、…(中略)…。又称、伊營復有自西迎來刺麻僧三人、求討茶米等因到臣。

これは、明使胡天福がもたらしたアルタンの表文に見えるものであるが、新たに西からラマ三人を招来したため茶と米を要求したとある。以上、隆慶6年7月22日～23日にかけて示されたアルタンの第二次要求の内容を整理すると、①在営ラマと欽差ラマに対し名号を与えて封じること、②大青山の南に寺院を建立するための職人と顔料の供給、③「韃鞬經」の送付、④写字兼訳字生の派遣、⑤新たに西から招来したラマ三人への茶と米の供給、以上の五点である。

3.2. 明の対応と作業の推移

明は第一次要求に対して極めて前向きに対応したが、第二次要求においても全く同様に対応した。以下、第二次要求五項目それぞれへの対応を見ることとする。まず、①の在営ラマと欽差ラマに対し名号を与えて封じることについてであるが、Ⅱ疏には、

如蒙乞勅礼部再加議擬、…(中略)…。将刺麻僧堅參扎巴等各授僧録司一官、以酬其勞、虜營番僧哈望噴兒刺并公木兒把実等各賜一僧官職名、仍查照西番各僧寺事例、給以禅衣坐具僧帽等件。

と見えるところから、王崇古はこの要求に応じるべきであると考えていたことが分かる。続いて、明の対応を具体的に見ることにしよ

う。

其原差番僧堅参扎巴、星吉蔵卜、僧徒領占班麻、星吉堅剎并在虜營原請番僧哈望噴兒刺、僧徒公木兒把実、公実把実、大都把実、黄金把実、恰打兒漢、一則奉使虜庭能闡仏教、一則開諭夷酋伝習番經、所擬各僧勤勞委当叙録。…(中略)…。將番僧堅参扎巴、星吉蔵卜、哈望噴兒刺授西番覺義職銜。僧徒領占班麻、星吉堅剎、公木兒把実、公実把実、大都把実、黄金把実、恰打兒漢量授西番都綱職銜。其原差番僧堅参扎巴等四名、本部(礼部)照例給与劄付。其在虜營番僧哈望噴兒刺等六名係覺義者、写咨吏部請給勅命。係都綱者、行文翰林院撰勅諭、俱令住坐虜地、化導諸夷。仍行内府各局成造禪衣坐具僧帽等件、差人齎捧前去頒給、各僧以彰朝廷優厚之意、堅諸夷向化之心。伏乞聖裁等因。隆慶六年十月十六日本部具題。

この部分には、礼部が、明が第一次要求に応じて派遣した堅参扎巴らと、当時アルタンのもとにあった哈望噴兒刺らの活動は序録に値すると評価し、堅参扎巴、星吉蔵卜、哈望噴兒刺には「覺義」職を、領占班麻、星吉堅剎、公木兒把実、公実把実、大都把実、黄金把実、恰打兒漢には「都綱」職を与えるべきと判断し、聖裁を乞うている。次の史料から、この礼部の乞いが認められ、序録が実行に移されたことが分かる。

覺義哈望噴兒刺、都綱公木兒把実、公実把実、大都把実、黄金把実、恰打兒漢共六員、每員禪衣坐具僧帽各一件、責差官通齋捧出辺、頒給虜王、転給各僧収領訖。

なお堅参扎巴、星吉蔵卜についてはⅢ疏に「刺麻番僧覺義堅参扎巴、星吉蔵卜」と見えているので、彼らも覺義職⁽²²⁾を受けたことは明らかである。

次に、②大青山の南に寺院を建立するための職人と顔料の供給についてであるが、これに対する王崇古の見解や明朝側の具体的対応に関する記述が『奏議』三疏に見あたらないので、ここでは不明としておく⁽²³⁾。

順を追って、③「韃韃經」の送付について述べるが、④写字兼訳

字生の派遣と関係が深い事項なので、④についてもあわせて論じることとする。③に関し王崇古は、

今虜王乞請韃韃字番經以便誦習、似応査給以昭天朝大一統之化。
…(中略)…。如蒙乞勅礼部再加議擬、行内府經廠査有韃韃字
番經、俯賜虜王数部。

と見えているところから、これに応じるべき考えであったことが分かる。この引用部に、「今虜王乞請韃韃字番經以便誦習」とあるので、アルタンは「誦習」の便を考え「韃韃字番經」を要求したことがうかがわれるが、さらに3.1.に引いた、アルタンが王崇古に対しこの二つの要求を示した隆慶6年7月22日書簡の中には、「将写訳字生并韃韃經多賜幾部、我伝念学好。有西番經并漢經通好、我一字認不的」とあり、彼が韃韃經を要求したのは、西番經と漢經に書かれている文字が分からないためであったことが明らかである。王崇古自身は韃韃經を送るべきであるとしていたが、実際にこの要求は明側でどのように扱われたのだろうか。Ⅱ疏によると、

俺酋自去年互市之後、累討金字番經。已經本部題奉欽依造給。去後今復請給前項番經。査得、内府經典俱已焚燬無存。隨行僧録司拘集各寺番僧逐一訪問、俱執各寺原無韃韃字番經、番僧止習本教、不曉虜字。本部無憑査給。

ここには、經典再送付に関する礼部の対応が見えている。それによると、「金字番經」は既に給付済みではあるが再度の要求に応じて經典を探求した結果、内府の經典は火災で焼け給付すべきものがないこと、各チベット仏教寺院に經典を探求したが、そこはもともと「韃韃字番經」を所蔵しておらず、そのチベット僧はモンゴル語を知らぬことが判明し、礼部としては給付すべきものがないことを伝えた⁽²⁴⁾。つまり、京師ではモンゴル語經典は発見できなかったのである。そこで王崇古は甘肅巡撫に対し、おそらく「韃韃字番經」の調達を依頼する旨の咨を送り、更に官通の常鋭とモンゴルの使者恰打兒罕らを甘肅方面に送ったことがⅢ疏に見える。

咨行甘肅巡撫、及遣官通常鋭同虜使恰打兒罕等前往甘肅莊浪等處。

そして、Ⅲ疏には注目すべき以下のような記述がある。

去後統准（甘肅）巡撫都御史廖咨、送番官指揮馬你卜刺原係哈密土官、隨帶韃靼番字孔夫子講書經、元留經、文殊菩薩經、北斗七星經、釈迦牟尼仏元留經、十王韃靼經共六卷、与同常銳并夷使於本年四月二十八日前来。

甘肅巡撫の廖逢節は、馬你卜刺なる元ハミの地方官を（甘肅、莊浪等に？）送った⁽²⁵⁾。そしてこの馬你卜刺は、モンゴル文字の『書經』、『元留經』、『文殊菩薩經』、『北斗七星經』、『釈迦牟尼仏元留經』、『十王韃靼經』計六巻を携え、常銳、モンゴルの使者と共に万暦元年4月28日に到着した、とある⁽²⁶⁾。当時の甘肅地方には、京師では一切発見できなかったモンゴル語の經典類が存在していたことを明らかに示す記述である。馬你卜刺が探し当てたこれら經典類は、まもなくアルタンのもとに送られたようである。Ⅲ疏に見える、アルタンが王崇古に送った書簡には、

訳字官馬你卜刺、能知四国番語曉三家字意前到伊帳。

という記述がある。ここには、經典が届いたことへの言及はないが、馬你卜刺自身がアルタンのもとに至ったことが分かるので、モンゴル語經典類もこの時に届けられたであろう。また彼は「訳字官」と形容されているので、アルタンが「韃靼經」と共に要求した写訳字生として派遣された者と考えられる。馬你卜刺が帰国したのは、Ⅲ疏によると万暦元年7月10日であった。

本年七月初十日、扈北虜順義王俺荅將原請發設醮伝経刺麻番僧堅參扎巴等師徒四名并肅州番官指揮馬你卜刺各酬贈馬匹衣物、遣差夷使首領恰打兒罕、拖拖等四名、由大同右衛衛口以礼送回、仍具印信恭謝聖恩番表一通。

彼のアルタンのもとの活動は三ヶ月間であった⁽²⁷⁾。以上から、明は第二次要求の内、モンゴル語經典送付と写訳字生派遣にも応じたことは明らかである。なお、馬你卜刺は、『武功録』「俺答列伝下」などにもその名が見える。彼の出自や活動の詳細は紙幅の都合上割愛せざるを得ないが、在営ラマと共に子弟に説法したことなどがⅢ疏に見えている。

第二次要求の最終項目である⑤新たに西から招来したラマ三人への茶と米の供給について述べる。西方より迎えた「刺麻僧三人」とは、Ⅲ疏に、

未授職鉄鑿把実、哈兒見把実、山根把実、及西番新到刺麻一名刺八、原授中国永樂皇上大国師之職世襲有勅、隨同刺麻五名沙乞、板鞞、永鞞、速奈、公幹刺八、并鉄鑿把実、哈兒見把実、山根把実、又隨行善友朝曼兒、薛布、喜刺慎、先後到帳。

と現れている数名の僧の内、下線を付した三名を指す。また、彼らには波線を付した三人の善友が隨行してきたと記されている。問題は、新来の三ラマに対し、明が茶・米を与えたか否かであるが、管見の史料に記述が見られないため、経緯・結果ともに不詳である。ついでながら、新来の三ラマと隨行の三善友以外に、更に刺八以下六名がアルタンのもとにあったと上の記述に見えていることに注意しておきたい。彼らは、馬你卜刺到着以前にアルタンのもとに至っていたらしい⁽²⁸⁾。このように、万暦元年中旬頃には、明派遣によらない十八名⁽²⁹⁾の仏教関係者がアルタンのもとにあった。この在营ラマの増加は、アルタンが仏教の面において明に完全に依存せず、明以外から積極的にラマを招来し、着実にその仏教的環境を整えていたことを示しているといえよう。

4. 第三次要求と明の対応について

Ⅲ疏に見える、万暦元年7月10日に王崇古が受けたアルタンの書簡には、また新たな要求が書き記されている。

伊等生居夷狄、不会造仏、乞討鍍金千手千眼大悲觀音菩薩一尊、鍍金余地主菩薩一尊、鍍金匝瞞荅葛十三仏一尊、金字金光明經一部、金字真実明經一部送發、伊等供仏誦經、保祐两国永遠合和、不犯边界。如蒙准乞將各僧官查照天朝恩例、加陞官職、各賜勅命。毎年春二月、令赴伊北番設醮傳教一次、不勝感戴。

ここに見えている要求の内容は、①鍍金千手千眼大悲觀音菩薩一尊、鍍金余地主菩薩一尊、鍍金匝瞞荅葛十三仏一尊、②金字金光明經一部、金字真実明經一部、③各僧官への官職加陞、④毎年二月に宗教

関係者をモンゴルに派遣すること、以上の四点である。これらに対する王崇古の見解はⅢ疏に以下のように見える。なお、引用史料中に付した①～④は上にまとめた第三次要求の項目との対応が認められる部分を示している。

将虜王所懇①鍍金仏像三尊、②金字番經二部照数俯賜、③併將刺麻僧覚義堅参扎巴、都綱領占班麻等四名、同番官指揮馬你卜刺一体陞賞、其馬你卜刺応否改註肅州衛帶俸管事、当候兵部查明徑自定議。④具請俱每年春初、聽礼部并甘肅撫臣各依期遣送入虜、伝誦經呪、化虜兇頑。③其在外番僧刺八沙乞等六名、善友朝曼兒等三名、各授一僧官職名、仍查照上年恰打兒罕等事例、給以誥勅及禪衣、坐具、僧帽等件。③其鉄鑿把実、哈兒見把実、山根把実、并恰台吉子虎兒害⁽³⁰⁾、俱照公実把実等各量授百戸職級、仍同貢夷給賞以酬其勞。

これによると王崇古は、①～③については兵部の討議を待つとしたものの、③と④については応じるべきであると考えていたらしい。ただし、『奏議』には具体的対応を示す記述がないため、『武功録』「俺答列伝下」万暦元年8月の記述を参照すると、

先是、俺答請鍍金仏像及金字番經、刺麻僧。以故馬你卜刺等、復奉金光明經往。

とある。下線部に見える内容は、第三次要求の内の①、②、④と対応していることが分かる。波線部にはそれへの対応が書かれているが、馬你卜刺らによって『金光明經』⁽³¹⁾が届けられた、つまり要求②の一部が実現されたことが分かる。なお、その他の要求が実現されたかどうかは管見の史料に全く明らかでない。

5. ま と め

以上、本稿では、主に『奏議』三疏の記述を用い、時期的に限られてはいるが、一連の交渉経過を詳しくあとづけることができたと考えられる。更に交渉過程の考察を通じ、先行研究が既に明らかにしている明側の姿勢、すなわち、モンゴルにおける仏教普及が北辺安定に大いに資することや、中華体制の維持にもつながるため⁽³²⁾、ア

ルタンの度重なる要求に積極的に応じていたことを再確認したばかりでなく、明側に根強く存在した「傍門邪教」への危機感、アルタンの側の仏教受容の状況（哈望噴児刺の存在、アルタンの仏教に対する関心の深まり、在営ラマの増加）、甘肅地方におけるモンゴル語經典の存在とその流入、など、これまで十分に明らかにされていなかった事項についても論及できたと考える。但し課題として残された点もかなり多い。隆慶末万曆初のモンゴルと明の仏教交流とソナムギャンツォとの会見以降のモンゴル仏教の展開の関係について全く論及できなかった。また、当該時期、モンゴル語經典類が甘肅地方に存在していたことから想起される元朝期仏教との関係についてもまた同様に論及できなかった。

上に見てきたアルタンの数度にわたる要求について Čoyji は、アルタンは明との和平関係を利用して、經・僧・寺を整えてソナムギャンツォとの会見に備えたという (p.22)。確かにそのような側面はあったと思われる。モンゴル高原は決して資源に乏しい地域ではないが、造仏建寺などの仏教的事業を遂行するのに必要な物資を全て自前で準備することにはかなりの困難が伴ったであろう。この点でアルタンが明からの物資導入を期待していたことは認めなければならない。従って、16世紀末のモンゴルにおける新たな仏教導入の開頭に当たり、明の存在はかなり重要であったと考えざるを得ない。それとともに、このような明の重要性の前提として、アルタン登場以前から進行していた右翼モンゴル勢力の西方拡大、明との平和的交渉を可能にした隆慶和議と隆慶封貢⁽³³⁾、アルタンの仏教に対する並々ならぬ関心、そしてその関心を抱かせた哈望噴児刺 (=アシン=ラマ?) の存在など、当時のモンゴル、明、チベット・青海、東トルキスタンとの交流があげられよう。仏教を介したアルタンと明の交流を、単純に、中原の豊富な物資に目のくらんだアルタンの欲得づくめの行動に基づくものと評することはできないのである。

註

- (1) Tucci, G. *Tibetan Painted Scrolls* 3vols Rome. 1949.
- (2) 佐藤長. 「第三代ダライラマとアルタンハンの会見について」.
『東洋史研究』42-3 (1983).
- (3) Serruys, H. "Early Lamaism in Mongolia". *Oriens Extremus*
10-2 (1963).
- (4) 佐藤上掲論文や薄音湖. 「関于喇嘛教伝入内蒙古の幾個問題」.
『内蒙古社会科学』1982-2、同. 「十六世紀末西藏喇嘛教在内蒙古地区的传播」.
『内蒙古大学学报』哲学社会科学版1984-3、楊紹猷. 『俺答汗評伝』.
中国社会科学出版社. 1992、黄麗生『由軍事征掠到城市貿易：内蒙古綏綏地区的社会經濟變遷』.
国立台湾師範大学歴史研究所. 1995など。
- (5) Čoyiji. "Гутаγ ar dalai blam-a luγ-a aγ uljaqu yin uridaki altan qaγ an ba töbed ün burqan u šasin". 『蒙古学信息』1996-3.
- (6) 小野和子. 「山西商人と張居正—隆慶和議を中心に—」.
『東方学報(京都)』58 (1986).
- (7) I～III疏は合計で43丁、約17000字にも及ぶため、本稿で全文を掲げ内容を仔細に紹介することは不可能である。別に機会を得て、三疏全文を公にすることを検討したい。
- (8) Serruys, p.202、佐藤, pp.80-83も同様に見ている。
- (9) その他、経典と僧侶を要求した理由としては、III疏に、「案查先為虜王懇請刺麻番僧伝習經典以帰善道事、准礼部咨、該臣咨節、扈虜王俺荅遣使当初懇称、本王本年二月間要設醮事、乞討刺麻番僧経等因」とあり、「設醮事」が挙げられている。III疏より以前に存在した「為虜王懇請刺麻番僧伝習經典以帰善道事」は『奏議』やその他の文献に採録されていないため「本年二月」の確定が難しい。但し「虜王俺荅遣使当初懇称」とある部分や、上掲引用部の後に、堅参扎巴ら四名を派遣したことなどが見えるので、これはアルタンが隆慶6年2月に行おうとしていた法会を指したものと考えられる。
- (10) Čoyiji, p.18ではこの僧の来蒙時期を不明とする。
- (11) Čigči, "Asing lama yin udum üile yi tobči tanilčaγ ulqu ni".

Öbür mongγul un neyigem ün sinjilekü uqaγan. 1983-3にその概要が紹介されている。

- (12) 薄音湖. 「十六世紀西藏喇嘛教在内蒙古地区的傳播」. pp.17-19。
- (13) 彼の uul un ner-e (本名) は Sirab といい、アムド地方の出身であるという (Čigči, p.177)。
- (14) 節数は吉田順一 (他共訳注). 『『アルタン=ハーン伝』訳注』. 風間書房. 1998.による。
- (15) Čoyiji は、これを隆慶6年10月以前のこととする (p.18)が、この記述は隆慶6年3月22日以前にかかるので、時期をやや遡らせて考えることも可能である。
- (16) 『心経』(般若波羅蜜多心経) …cf. *Lig.* (Ligeti.L. *Catalogue du Kanjur mongol imprimé*. Vol.1. Catalogue. Budapest. 1942-44), No.162 (24); *Tohoku* (東北帝国大学法文学部編. 『西藏大蔵経目録』. 1970), No.21 (=No.531). 『華嚴経』(大方広仏華嚴経) …cf. *Lig.*, No.842 (1)-847 (1); *Tohoku*, No.44. 『金剛経』(金剛般若経) …cf. *Lig.*, No.771 (5); *Tohoku*, No.16. 『観音経』…鳩摩羅什訳妙法蓮華経巻八観世音菩薩普門品第二十五の通称→妙法蓮華経をいったものか？
- (17) Čoyiji は、『奏議』に送付経典に関する記述なしとし、その代わりに『武功録』「俺答列伝下」隆慶6年6月条に言及している (pp.18-19)。
- (18) Čoyiji は、当初アルタンはモンゴル語チベット経典を求めているものの、この当時の明にはなかったと述べている (p.19)。Serruys も同様の考えを示すが (pp.204-205)、佐藤はアルタンが請求したのはチベット文の経典であろうと見ている (p.83)。
- (19) 欽差ラマの派遣ならびに経典の送付時期について佐藤は『実録』万曆元年3月己亥条の「頒送番経于虜酋順義王。従王崇古奏也」によって「明かにチベット佛典がアルタンに送られている」と見、『実録』万曆元年4月丁巳条の「礼部題行順天府造金字経三(二)部、旧金字経四部、黒字経五部、選得番僧堅日早回母淹遲生覺、報可」の下線部によって、「金字経三(二)部、旧金字経四部、黒字経五部」が

- 送られたとしている (p.83)。一方 Serruys は、上掲『実録』万暦元年3月己亥条に送付經典名が見えず僧侶のモンゴル派遣への言及もないことを指摘し、『実録』万暦元年4月丁巳条に礼部が金字經三部と旧金字經四部、黒字經五部の送付とチベット僧の派遣を認めたとあるので、欽差ラマの派遣を万暦元年4月丁巳を過ぎてすぐのことであるとする (pp.202-204)。
- (20) AQT 所載のアシン=ラマの説法にもガンジュールとダンジュールの勧請を勧める件が見えるが、これは隆慶6年以降のことであり、第一次要求と直接関連づけることはできない。
- (21) Čoyiji は、第一次要求の結果を待ちきれないアルタンが彼らを招いたという (pp.17-18)。
- (22) 鄧鋭齡.『元明兩代中央与西藏地方的關係』. 中国藏学出版社, 1989, p.72。
- (23) 薄音湖.「呼和浩特城(歸化)建城年代重考」.『内蒙古社会科学』1985-2は、隆慶6年から万暦4年までの歸化城建築事業に、明からの物資援助があったことを述べる。この援助がアルタンのこの時の要求に応じたものである可能性は高いものの、直接にこれを証明する記述を発見していない。また Čoyiji, pp.23-25には、アルタンが援助を乞うた寺院に関する詳細な考察があるが、明からの援助の有無については言及がない。
- (24) Ⅲ疏には「查得在京所藏經典、先年被火焚燒、無憑查發」という記述もある。
- (25) Čoyiji は王崇古自らが馬你卜刺を連れ来たったと解釈している (p.18)。
- (26) 『元留經』・『釈迦牟尼元留經』…ジャータカの類か。『文殊菩薩經』…文殊菩薩に関する經典は大変多く同定不能。『十王韃靼經』…? (『十王經』…冥府で十人の王に生前の罪行を裁かれる苦しみから逃れるために、生前に三宝を供養することを勧めた經。中国民間信仰と仏教信仰が混合して成立した偽經とされる)。『北斗七星經』…*Lig.*, No.1123 (13)。『書經』(=『尚書』)…儒教經典。孔子が唐虞三代の史官の記録を集めて編集したと伝えられる。虞書・夏書・商書・周

書に分かれ、帝王に関する記録が多い。なお、『奏議』巻8「為虜王表貢事竣乞録訳字忠勤併議接差慰華夷以光聖治事」には、「隨查本生原帶字譜内有本館番字忠孝二經、即可化導虜俗」という記述があり、『忠経』と『孝経』もアルタンにもたらされたことが分かる。明には、中国古典をアルタンに送ることで、君臣・華夷の別のごとき儒教道徳による教化を図る意図があったのであろうか。

- (27) ここに引用した史料は、堅参扎巴らが再びアルタンのもとに赴いたことを示唆するが、『奏議』には、彼らが再び派遣されたことをいう記述は見えない。しかし『武功録』「俺答列伝下」万曆元年8月の記述には、「是月、俺答使大都、三静蟒害等、送刺麻番僧堅参札巴、班丹聡明午、徒属領占班麻、星吉堅剌、及番指揮馬你卜刺還塞、皆酬以衣馬奉表謝恩」と見えており、堅参扎巴らがこの時共にアルタンのもとに至った可能性は高い。なお Čoyiji は、この四名がモンゴルと中国の間を数度往復していたことを指摘する (p.18)。
- (28) Ⅲ疏に「訳字官馬你卜刺(中略)前到伊帳、会同(中略)及西番新到刺麻一名刺八、原授中国永楽皇上大国師之職世襲有勅、隨同刺麻五名沙乞、板鞞、永鞞、速奈、公幹刺八」とあるように、彼ら六名が馬你卜刺と共に活動したことが見えるので、馬你卜刺の到着と相前後してアルタンのもとに至ったものと考えられる。
- (29) 哈望噴兒刺、公木兒把実、公実把実、大都把実、黄金把実、恰打兒罕、鉄鑿把実、哈兒見把実、山根把実、朝曼兒、薛布、喜刺慎、刺八、沙乞、板鞞、永鞞、速奈、公幹刺八。
- (30) 「伊差西番請経恰台吉子虎兒害」(Ⅲ疏)という記述が示すとおり、虎兒害はアルタンによりチベット方面に經典入手のために派遣された人物である。アルタンが明からのみ經典の入手を図っていたのではないことはこの記述からも明らかである。
- (31) Čoyiji, pp.20-21では、この『金光明経』がチベット語によるものと見、さらにアルタン期に蒙訳された『金光明経』に論及し、明を経由して多くのチベット經典がもたらされたことに注意を促すなど、特別の関心を払っているが、馬你卜刺招来の『金光明経』とアルタン期に蒙訳された『金光明経』との間に直接的関係を設定するには

至っていない。

(32) 乙坂智子. 「ゲルクパ・モンゴルの接近と明朝」. 『日本西藏学会々報』 39 (1993)

(33) 右翼モンゴル勢力の西方拡大と隆慶和議・隆慶封貢の問題については別稿で論じる。